

第366回 兵庫県議会議案 説明資料 (令和6年度関係)

【条例関係】

- 1 兵庫県立総合射撃場の設置及び管理に関する条例【第40号議案】 2

【事件決議関係】

- 2 公の施設の指定管理者の指定【第78号議案】 4

令和6年2月
環 境 部

1 兵庫県立総合射撃場の設置及び管理に関する条例【第40号議案】

1 制定の理由

銃器を使用した野生鳥獣の捕獲等（以下「狩猟」という。）及び射撃に関する知識及び技術の習得及び向上の機会を提供することにより、狩猟の担い手の確保及び育成を図るとともに、射撃に関する競技水準の向上に寄与するため、兵庫県立総合射撃場（以下「射撃場」という。）を設置する。

2 制定の概要

(1) 位置（第2条関係）

射撃場の位置は、三木市吉川町福井とする。

(2) 業務（第3条関係）

ア 射撃場は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を行うものとする。

(ア) 狩猟又は射撃に関する知識及び技術の習得及び向上のために施設を県民の利用に供すること。

(イ) 狩猟又は射撃に関する知識及び技術の習得及び向上のための講習会、研修会等を開催すること。

(ウ) 狩猟及び射撃に関する相談に応じ、及び指導を行うこと。

(エ) 狩猟及び射撃に関する資料の収集及び情報の提供を行うこと。

(オ) 射撃競技のために施設を県民の利用に供すること。

(カ) (ア)から(オ)までに掲げるもののほか、射撃場の目的を達成するために必要な業務

イ 知事は、射撃場の施設を、その目的を達成するために支障のない限り、その目的以外の利用に供することができるものとする。

(3) 施設の利用の許可及び料金（第4条及び別表関係）

ア 射撃場の施設を利用しようとする者は、知事の許可を受け、当該施設の利用に係る料金を納めなければならないものとする。

イ 知事は、アの許可に射撃場の管理上必要な条件を付することができるものとする。

(4) 許可の取消し（第5条関係）

知事は、次のいずれかに該当すると認めるときは、(3)アの許可の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

ア 偽りその他不正の手段により(3)アの許可を受けたとき。

イ 射撃場の設置の目的又は(3)アにより許可を受けた利用の目的以外の目的に射撃場の施設を利用し、又は利用しようとするとき。

ウ 射撃場の施設若しくは設備を損傷し、又はそのおそれがあるとき。

エ 射撃場の管理者の指示に従わないとき。

オ (3)イにより許可に付した条件に違反したとき。

カ アからオまでに掲げるもののほか、射撃場の管理上支障があるとき。

(5) 原状回復の義務等（第6条関係）

射撃場の施設を利用する者は、その責めに帰すべき理由によりその施設又は設備を滅失し、又は損傷したときは、これを原状に回復し、又はこれに要する費用を負担しなければならないものとする。

(6) 管理（第7条及び別表関係）

ア 知事は、地方自治法の規定により、射撃場の管理を指定管理者（同法に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

イ (3)アの料金（以下「利用料金」という。）は、指定管理者にその収入として収受させるものとする。

ウ 利用料金の額は、基準額に0.5を乗じて得た額から当該基準額に1.5を乗じて得た額までの範囲内の額で、指定管理者が知事の承認を受けて定めるものとする。ただし、利便施設について、公募に付して、価格その他の条件が最も有利なものをもって申込みをした者に利用させる場合にあつては、その者の申込みに係る価格に相当する額とするものとする。

エ 指定管理者は、知事の承認を受けた基準により、利用料金の全部又は一部を免除し、又は返還することができるものとする。

3 施行期日

令和6年4月1日

2 公の施設の指定管理者の指定【第78号議案】

公の施設の指定管理者を次のとおり指定しようとする。

名 称	指 定 管 理 者	指 定 の 期 間
兵庫県立総合射撃場	丹波市青垣町佐治94番地－2 株式会社野生鳥獣対策連携センター 代表取締役 坂田 宏志	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで
	〔指定理由〕 (1) 全国の自治体から狩猟者の育成等に関する多くの研修を受託した実績を有しており、当施設の設置目的を踏まえた幅広い研修内容の提案がなされている。 (2) 射撃に関する豊富な経験による円滑な業務運営が期待できる。	

第366回 兵庫県議会議案 説明資料

<令和5年度関係>

【事件決議関係】

- I 県が行う建設事業についての市町負担額の決定 2

<令和6年度関係>

【条例関係】

- II 知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 3
- III 使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例 4
- IV 漁港管理条例等の一部を改正する条例の制定 5

【事件決議関係】

- V 公の施設の指定管理者の指定
(兵庫県楽農生活センター、兵庫県立フラワーセンター、兵庫県立公園あわじ花さじき、兵庫県立但馬牧場公園、兵庫県立やしろの森公園、兵庫県立ささやまの森公園、兵庫県立なか・やちよの森公園、兵庫県立ゆめさきの森公園、兵庫県立国見の森公園、兵庫県立宝塚西谷の森公園) 6

令和6年2月
農 林 水 産 部

I 県が行う建設事業についての市町負担額の決定【第164号議案】

県が行うため池等整備事業は市町が受益するものであるので、当該建設事業に要する経費のうち令和5年度に県が負担する経費の一部を、次のとおり当該市町の負担とする。

事業名	市町名	負担額
ため池等整備事業	南あわじ市	工事費に100分の14を乗じて得た額

II 知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例【第23号議案】

第1 制定の理由

農地中間管理事業の推進に関する法律の一部改正により、農地中間管理機構が、農地中間管理事業の実施により農地中間管理権若しくは経営受託権の設定若しくは移転（以下「農地中間管理権の設定等」という。）若しくは農作業の委託を受け、又は賃借権、使用貸借による権利若しくは経営受託権の設定若しくは移転（以下「賃借権の設定等」という。）若しくは農作業の委託を行おうとするときは、農用地利用集積等促進計画を定めて知事の認可を受けなければならないこととされたことに伴い、知事の権限に属する事務のうち、当該認可に関する事務等について、明石市等が処理することとする。

第2 制定の概要

1 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく事務のうち、次に掲げる事務を明石市が処理するものとする（改正後の本則の表67の7の部関係）。

(1) 農地中間管理機構が、農地中間管理権の設定等若しくは農作業の委託を受け、又は賃借権の設定等若しくは農作業の委託を行おうとするときの農用地利用集積等促進計画に係る認可に関する事務（対象土地（農地中間管理機構が農地中間管理権の設定等若しくは農作業の委託を受ける土地又は賃借権の設定等若しくは農作業の委託を行う土地をいう。以下同じ。）が開発行為を伴う権利の設定又は移転に係る土地である場合に係るものを除く。(2)において同じ。)

(2) (1)の認可をしたときの農業委員会への通知及び公告に関する事務

2 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく事務のうち、次に掲げる事務を豊岡市、西脇市、宝塚市、三木市、高砂市、川西市、小野市、三田市、加西市、丹波篠山市、養父市、丹波市、南あわじ市、加東市、猪名川町、多可町、播磨町、市川町、太子町及び佐用町が処理するものとする（改正後の本則の表67の7の部関係）。

(1) 農地中間管理機構が、農地中間管理権の設定等若しくは農作業の委託を受け、又は賃借権の設定等若しくは農作業の委託を行おうとするときの農用地利用集積等促進計画に係る認可に関する事務（対象土地が農地転用又は開発行為を伴う権利の設定若しくは移転に係る土地である場合に係るものを除く。(2)において同じ。)

(2) (1)の認可をしたときの農業委員会への通知及び公告に関する事務

第3 施行期日

令和6年4月1日

Ⅲ 使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例【第31号議案】

1 制定の理由

(漁港管理条例の一部改正する条例)

漁港漁場整備法の一部改正により、漁港施設等活用事業の実施に関する計画の認定制度が創設され、当該計画（水面又は土地の占有に係るものに限る。）の認定を受けた者（以下「認定計画実施者」という。）から占有料を徴収することができることとされたことを踏まえ、所要の整備を行う。

2 制定の概要

認定計画実施者は、次の表に定める占有料を納めなければならないものとした（第11条及び別表第2関係）。

区分		料率	金額
工作物その他の物件を設ける場合	建築物及びその附属施設	1平方メートルにつき1年	200円
	養殖場、養魚場その他これらに類するもの	1平方メートルにつき1年	1円
	その他	1平方メートルにつき1年	200円
工作物その他の物件を設けない場合		1平方メートルにつき1月	20円

3 施行期日

令和6年4月1日

IV 漁港管理条例等の一部を改正する条例【第39号議案】

1 制定の理由

漁港漁場整備法（以下「法」という。）の一部改正に伴い、関係条例について規定の整備を行う。

2 制定の概要

次に掲げる条例について、引用する法の題名を改める。

- (1) 漁港管理条例（第1条関係）
- (2) 風致地区内における建築等の規制に関する条例（別表第3関係）
- (3) 環境の保全と創造に関する条例（第101条関係）
- (4) 知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例（本則の表16の部関係）
- (5) 使用料及び手数料徴収条例（別表第4関係）

3 施行期日

令和6年4月1日

V 公の施設の指定管理者の指定【第68～77号議案】

公の施設の指定管理者を次のとおり指定しようとする。

名 称	指 定 管 理 者	指 定 の 期 間
兵庫楽農生活センター	神戸市中央区下山手通5丁目7番18号 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘	令和6年4月1日から 令和9年3月31日まで
	[指定理由] (1) センターの構想段階から現在に至るまで、センターの事業実施や施設の管理運営に携わるほか、「農」に関する多様な人材育成プログラムに取り組んでおり、県の施策と方向性を熟知している。 (2) 事業実施に必要な専門知識を有した人材を配置しているほか、地元農業者や民間事業者との連携による体験・交流プログラムの充実に向けた提案もあり、楽農生活の総合的な推進拠点施設として、より魅力的な運営が期待できる。	
兵庫県立フラワーセンター	明石市明石公園1番27号 公益財団法人兵庫県園芸・公園協会 理事長 伊藤 裕文	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで
	[指定理由] (1) 集客施設の管理運営に関する実績が多数あり、優れた植物管理技術や健全な経営基盤を有する。 (2) 全国的に見ても有数の食虫植物、ゲスネリア等を増殖・育成する優れた技術を有する人材や多様な植物を組み合わせた植栽の企画、展示、栽培管理に不可欠な人材を有している。 (3) SNS等による積極的な広報提供、利便施設の民間ノウハウを活用した経営などセンターの魅力増進が期待できる。	

名 称	指 定 管 理 者	指 定 の 期 間
兵庫県立公園あわじ花さじき	明石市明石公園1番27号 公益財団法人兵庫県園芸・公園協会 理事長 伊藤 裕文	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで
	〔指定理由〕 (1) 県立都市公園等の管理運営に関する実績が多数あるとともに、優れた植栽管理技術や健全な経営基盤を有する。 (2) 他の施設にはない広大な花畑を、年間通じて安定的に維持するために必要な、花畑の地形・土壌特性を熟知しているとともに、優れた技術、ノウハウおよび人材を有する。 (3) 近隣に位置する花緑施設や県立公園を複数管理運営しており、あわじ花さじきと合わせた一体的な管理運営により、地域の観光振興・地域活性化への寄与が期待できる。	
兵庫県立但馬牧場公園	美方郡新温泉町浜坂2673番地の1 新温泉町 町長 西村 銀三	令和6年4月1日から 令和9年3月31日まで
	〔指定理由〕 (1) 但馬牛の重要な生産地である地元自治体として、開園当初から但馬牧場公園を管理運営しており、公園に隣接する町の第三セクターの運営する施設等と連携し、効果的な運営が見込まれる。 (2) 但馬牛の生産・育成等、動物の管理に必要な経験豊富な職員を配置し、動植物の適切な管理が可能である。	
兵庫県立やしろの森公園	加東市上久米1081番地3 やしろの森公園協会 理事長 近藤 靖宏	令和6年4月1日から 令和9年3月31日まで
	〔指定理由〕 (1) 地域住民を中心として、学識経験者やボランティア等で構成する団体であり、公園開設から管理運営に携わっており、地元調整等において効果的な運営が期待できる。 (2) 園内の清潔さ、快適性及び安全性の確保を目指して、プログラム内容の見直し、企業との連携など、利用者サービスの向上及び公園機能の維持発展が見込める事業内容である。	

名 称	指 定 管 理 者	指 定 の 期 間
兵庫県立ささやまの森公園	丹波市柏原町柏原5600番地 公益財団法人兵庫丹波の森協会 理事長 酒井 隆明	令和6年4月1日から 令和9年3月31日まで
	<p>〔指定理由〕</p> <p>(1) 地元2市が出捐する公益財団法人で、公園開設から管理運営に携わっており、地元住民等幅広い県民の参画を得て事業を推進するほか、地域実情に詳しく、地元調整等において効果的な運営が期待できる。</p> <p>(2) 広域的な広報活動により、来園者やボランティアスタッフの確保を図るほか、心身の健康維持・増進につながるプログラムの企画・提供に努めるなど、利用者サービスの向上及び公園機能の維持発展が見込める事業内容である。</p>	
兵庫県立なか・やちよの森公園	多可郡多可町中区糺屋677番地10 なか・やちよの森公園協会 会長 吉田 一四	令和6年4月1日から 令和9年3月31日まで
	<p>〔指定理由〕</p> <p>(1) 地元自治体、近隣自治会関係者等で構成する団体であり、公園開設から管理運営に携わっており、地元調整等において効果的な運営が期待できる。</p> <p>(2) 広域的な広報活動により、地元住民だけでなく、都市住民や遠方の住民の利用促進にも努めるなど、利用者サービスの向上及び公園機能の維持発展が見込める事業内容である。</p>	
兵庫県立ゆめさきの森公園	姫路市夢前町寺2160番地2 ゆめさきの森公園運営協議会 会長 池内 数夫	令和6年4月1日から 令和9年3月31日まで
	<p>〔指定理由〕</p> <p>(1) 地域住民を中心として、関係団体、学識経験者等で構成する任意団体であり、公園開設から管理運営に携わっており、地元調整等において効果的な運営が期待できる。</p> <p>(2) 広域的な広報活動やアンケート等の実施により、利用者のニーズの的確な把握に努めるとともに、団体向けの学習メニューの充実を図るなど、利用者サービスの向上及び公園機能の維持発展が見込める事業内容である。</p>	

名 称	指 定 管 理 者	指 定 の 期 間
兵庫県立国見の森公園	宍粟市山崎町中広瀬133番地 6 公益財団法人しそ森林王国観光協会 理事長 富田 健次	令和6年4月1日から 令和9年3月31日まで
	<p>〔指定理由〕</p> <p>(1) 地元自治体が設立した公益財団法人であり、公園開設から管理運営に携わっており、地元住民と協同で事業を推進するなど、地元調整等において効果的な運営が期待できる。</p> <p>(2) 広域的な広報活動やアンケート等の実施により、利用者のニーズの的確な把握に努めるとともに、学校（団体）利用の促進、「しそ森林王国」構想との連携による地域振興、地元団体や教育機関との連携など、利用者サービスの向上及び公園機能の維持発展が見込める事業内容である。</p>	
兵庫県立宝塚西谷の森公園	宝塚市大原野字炭屋 1 番 1 特定非営利活動法人宝塚NISITANI 理事長 中村 正文	令和6年4月1日から 令和9年3月31日まで
	<p>〔指定理由〕</p> <p>(1) 公共施設・用地等の管理・運営を目的に、地元のまちづくり協議会が中心となり設立されたNPO法人であり、公園開設時から地元住民らが管理運営に携わっており、効率的な公園運営が期待できる。</p> <p>(2) 広域的な広報活動により来園者やボランティアスタッフの確保を図るほか、地元団体・施設との一層の連携等、利用者サービスの向上及び公園機能の維持発展が見込める事業内容である。</p>	